

八戸市農業委員会9月総会議事録

日時：平成29年9月8日（金）午後1時30分
場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席した委員

農業委員数：19名

1番 三浦 豊、2番 籠田 悦子、3番 木村 武美、4番 馬場 豊、
5番 釜石 幸史朗、6番 内沢 豊、7番 谷地 秀典、8番 村上 正憲、
9番 西野 茂雄、10番 明戸 政勝、11番 山内 光興、12番 加藤 浩幸、
13番 松橋 剛志、14番 寺沢 和則、15番 赤坂 英夫、16番 阿達 福壽、
17番 伏守 文宏、18番 長根 昭男、19番 中村 正記

農地利用最適化推進委員数：21名

1番 木村 弁一、2番 坂下 彌一、3番 河原木 一実、4番 田名部 浩、
5番 大久保 秀幸、6番 清川 新一、7番 赤坂 力雄、8番 田中 忠二、
9番 三浦 勝浩、10番 山田 貴光、11番 齋藤 正人、13番 橘 由正、
14番 荒川 喜一郎、15番 高橋 勝男、16番 高橋 政典、17番 金谷 由松、
18番 坂 文雄、19番 松倉 賢六、20番 上明戸 桂、21番 森 庄次郎、
22番 森 光男

欠席した委員

農業委員：なし

農地利用最適化推進委員：12番 下館 敏

職務のため出席した職員

事務局長 上村 智貞、事務局次長（農地 GL）寺沢 智幸、農政 GL 村上 司
主幹 大里 知矢、主査 三浦 一範、技師 深堀 成美、主事 田中 野

局長
それでは、ご案内の時間となりましたので、総会を開会いたします。
本日は、下館推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。

会議に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行います。
次第の裏面をご覧ください。
唱和は全員ご起立の上、馬場会長職務代理者のご発声に続いてお願いいたします。

職代
(八戸市農業委員会憲章唱和)

局長
ありがとうございました。
それでは、会長、よろしく申し上げます。

会長
皆様、お忙しい中、お疲れ様です。日照不足や低温による水稻の不稔、また、登熟の遅れや、野菜、果樹、花きの生育や病気等も懸念されておりますけれども、日々の天候に左右される作物管理ですが、皆様、少しでも多くの生産ができるよう、頑張っていたきたいと思っております。本日もよろしく申し上げます。
総会の議事に入ります前に皆様にご報告いたします。
8月総会において一部改正のご承認をいただきました、八戸市農業者年金加入推進員設置要領の第5条第2項の加入推進部長は、農業委員会運営協議会の中から農業委員会会長が指名する者をもって充てるの規定に基づき、谷地秀典委員を加入推進部長に指名いたしましたので、ご報告いたします。

会長
それでは、ただいまから議事に入ります。
出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。
本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により、議事を進めます。
なお、議案の説明及び質問などは、ご起立の上、お願いいたします。

日程第1
会長
日程第1、議事録署名者の指名を行います。
お諮りします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長
ご異議なしと認めます。それでは本職から指名いたします。
議事録署名者に、4番 馬場豊委員、7番 谷地秀典委員、両氏を指名いたします。

日程第2
会長
次に、日程第2、議案第22号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。
それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

木村推進委員

木村から報告いたします。去る8月28日、西野農業委員と市庁別館7階会議室Aにおきまして、資料1ページ、番号34番を調査してまいりましたので報告いたします。

3条34番

渡人の住所、氏名、年齢及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は売買です。申請理由は、受人は新規就農、渡人は労力不足です。申請地における貸付はなく、過去3年間における農地の取得・売却事例もありません。作付計画は水稻です。通作距離は500mで、耕作道あり。受人の耕作地なし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は30年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力は、世帯員は男2人、女2人で、うち農業専従者は男1人、女1人でございます。農機具保有状況ですが、トラクター、トラックを各1台保有していて、今後、田植機とコンバインを各1台導入予定だそうです。申請地の面積は1,982㎡であり、面積要件であります3,000㎡未満ですが、南部町にも同時申請をしており、面積要件はクリアする予定となっております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

金谷推進委員

続きまして、金谷から報告します。資料1ページ、番号35番と36番を調査してまいりましたので報告します。

3条35番

いずれの案件も、渡人の住所、氏名及び受人の住所、氏名、世帯、耕作状況並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

35番ですが、調査には両者ともに本人が出席しました。免許証等で確認しております。両者の関係は、知人で、態様別は売買です。申請理由は、受人は渡人の要望、渡人は遠方のためです。申請地における貸付はなく、過去3年間における農地の取得・売却事例もありません。作付計画ですが、28-1は水稻、28-2はタマネギ等の野菜を作付予定だそうです。受人は65歳以上ですが、後継者は同居の息子がいます。通作距離は300mで、耕作道あり。受人の耕作地あり。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験は50年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。受人の労働力は、世帯員は男3人、女1人で、うち農業専従者は女1人、兼業者は男3人でございます。農機具保有状況ですが、コンバイン、田植機、乾燥機、トラクターを各1台、トラックを2台保有しております。

3条36番

続きまして36番ですが、調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。受人の代理人については、長男が出席しました。いずれも免許証等で確認しております。両者の関係は知人です。態様別は売買です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は遠方のためです。申請地における貸付はありません。申請地における受人の作付計画は水稻です。受人は65歳以上ですが、後継者は同居の息子がいます。過去3年間における農地の取得・売却事例はありません。通作距離は1kmで、耕作道あり。受人の耕作地はなし。農地集団化あり。宅地化なし。休耕地・山林地なし。農業経験50年。地域農業への影響はありません。受人の労働力ですが、世帯員は男3人、女4人で、農業専従者は男2人、女2人です。農機具保有状況は、トラクター2台、

トラック、田植機、バインダー、ハーベスターを各1台保有しています。
いずれの案件も、調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

会長 ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

赤坂委員 はい。

会長 赤坂委員。

赤坂委員 34番ですが、面積要件として八戸市では3,000㎡で、ここでは1,982㎡とあります。南部町でも借りる予定だということですが、具体的にはどれくらいの面積なのでしょう。

事務局 事務局の深堀からご説明します。南部町では1,500㎡を使用貸借で借りるというように伺っておりまして、南部町の方でも、許可する見込みだそうです。

会長 よろしいですか。

赤坂委員 はい。

会長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長 ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しました。

日程第3
会長 次に、日程第3、議案第23号、平成29年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
それでは、事務局から説明願います。

事務局 事務局の田中から、議案第23号、平成29年度第6号八戸市農用地利用集積計画の決定についてをご説明いたします。資料3ページをお開き願います。
今回の利用権設定件数は賃貸借1件、使用貸借3件の計4件となっております。借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手3名、貸し手5名で、

利用集積 1 番	<p>利用権設定面積は 19,684 m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。</p>
利用集積 2 番、 3 番	<p>番号 1 番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
利用集積 4 番	<p>番号 2 番、番号 3 番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、そばを作付けするために、5 年間使用貸借するものでございます。</p>
	<p>番号 4 番は、あおもり農林業支援センターが農地中間管理事業として第三者に農用地等を貸し付けるために、いったん利用権を取得するものでございます。利用権の種類及び内容は、15 年間賃貸借するもので、賃借料につきましては 10 a 当たり年間 1,000 円でございます。</p> <p>公告年月日は、平成 29 年 9 月 14 日を予定しております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご質疑等なしと認めます。</p> <p>委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
会長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって本案は承認することに決しました。</p>
日程第 4 会長	<p>次に、日程第 4、議案第 24 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてを議題といたします。</p> <p>それでは、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>事務局の田中から、議案第 24 号、農用地利用配分計画案に係る意見についてをご説明いたします。資料 5 ページをお開き願います。今回の利用権設定件数は賃貸借 1 件となっております。借り手の人数につきましては 1 名で、利用権設定面積は 9,717 m²でございます。左側の利用権の設定を受ける者は、農地中間管理機構から農地の転貸を受ける者の名前を掲載しております。貸し手は、農地中間管理機構の業務を請け負っている、公益社団法人あおもり農林業支援センターですが、元々の土地所有者がわかるように、借り手の右側の欄に農地中間管理機構に利用権を設定した者を掲載しております。その他利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況、農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。なお、今回の案件は、先程の議案の農用地利用集積計画、番号 4 番に関連する案件でございます。それでは、議案の説明をいたします。</p>

配分計画 1 番

番号 1 番、利用権の種類及び内容は、牧草を作付けするために 15 年間賃借するもので、賃借料につきましては、10 a 当たり年間 1,000 円でございます。借り手の決定期理由は、複数いる借り手のうち、条件等が適合したためでございます。

については、今回の農用地利用配分計画案は、適当であると判断して差し支えないものと考えます。

以上、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第 5
会長

次に、日程第 5、議案第 25 号、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明願います。

西野委員

西野から報告します。去る 8 月 28 日、内沢委員と別館 7 階会議室 A において、議案第 25 号の 19 番・20 番を調査してまいりましたので報告します。資料 7 ページをお開き願います。

5 条 19 番、20 番

番号 19 番、20 番ですが、受人が同一で両案件の申請地を一体利用することなので一括して報告します。申請人の住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。調査には、受人は本人、渡人はそれぞれ代理人が出席しました。どちらの案件も、両者の関係は特にありません。態様別は売買。転用目的は、大型トラックの駐車場です。実施計画は、平成 29 年 10 月 20 日から平成 29 年 12 月 20 日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、土地改良区の意見は不要です。埋蔵文化財は松ヶ崎遺跡の区域内ですが届出は不要とのことです。被害防除措置として、盛土・砂利敷きをして地盤整備し、申請地の周囲にフェンスを設置します。立地条件は、青森県立八戸商業高校から北側約 400m に位置し、畑・宅地に囲まれております。県道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第 3 種農地です。権利調整措置並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

内沢委員

続きまして内沢から報告します。去る8月28日、西野委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、議案第25号の21番について調査して参りましたので報告します。

5条21番

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、職業並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。調査には、受人は代理人が、渡人は本人が出席しました。両者の関係は特にありません。態様別は賃貸借ですが、登記上、地上権を設定します。転用目的は太陽光発電設備施設です。実施計画は、平成29年9月20日から平成29年9月30日。資金調達計画は借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可不要、埋蔵文化財区域外、土地改良区の意見は不要です。立地条件は、八戸市立金浜小学校から南西側約1.7kmに位置し、畑・山林に囲まれております。市道に接続しており、用排水路はありません。農地区分は第2種農地で、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、申請地は長期間、休耕地となっていたため地力が低く周囲の農地と比較して生産性が低い農地であるためです。経営移譲年金受給、相続税猶予、贈与税猶予は、全てなしとなっております。事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

松橋委員

はい。

会長

松橋委員。

松橋委員

21番ですが、何年間の賃貸借ですか。

事務局

大里から説明させていただきます。こちらは20年間の賃貸借の期間と伺っております。以上です。

会長

よろしいですか。その他ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6
会長

次に、日程第6、議案第26号、八戸農業振興地域整備計画の変更案に係る意見についてを議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

八戸市長から意見聴取に関する照会のありました、八戸農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、事務局の大里からご説明いたします。

資料の9ページをお開き願います。参考資料として資料の後ろに別紙1付図1号土地利用計画図を添付しておりましたので、合わせてご覧ください。

この案件は、八戸市で作業を進めている農業振興地域整備計画の全体見直しの計画（案）について八戸市長より意見照会があったものでございます。今回の八戸農業振興地域整備計画の変更案は、平成21年の農業振興地域の整備に関する法律の改正に伴い国の基本指針及び平成22年に県の基本方針が変更されたことを受け、県から全体見直し作業を進めるよう要請があったことによるものです。

まずは、農業振興地域制度についてご説明いたします。（1）制度の目的ですが、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的としております。簡単に申しますと、農業上の利用を図るべき土地の区域を定め、その土地の開発行為等の利用規制を行うとともに、農業振興施策を実施することにより、優良農地の確保と地域農業の振興を図ることを目的とした制度であります。（2）制度の仕組みですが、国が農用地等の確保に関する基本指針を策定し、都道府県が国の基本指針に基づき基本方針を策定するとともに農業振興地域を指定し、地域指定された市町村が計画を策定することとなっております。（3）農業振興地域ですが、総合的に農業の振興を図ることが相当な地域として都道府県知事が市町村ごとに指定する地域です。（4）農業振興地域整備計画ですが、地域の農業の振興を図るために講ずべき施策の方向性に係る基本計画（マスタープラン）、当該施策による効用が十分に発揮されるための土地利用計画（農用地利用計画）により構成される計画で、市町村が策定しております。（5）農用地区域ですが、農業振興地域において、農業上の利用を確保すべき土地として設定された区域で、国の直轄事業、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等については、原則として農用地区域を対象として行われます。また、農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられております。

続きまして、資料の右側に移りまして、今回の全体見直しの概要についてご説明いたします。（1）農業振興地域整備計画の策定及び見直しの経緯ですが、これまで当市の農業振興地域として、八戸地域と南郷地域の2つの地域がございました。これは、合併前の旧八戸市・旧南郷村それぞれが農業振興地域の指定を受けたことによるもので、八戸地域は昭和46年度に、南郷地域は昭和45年度に農業振興地域が指定されております。八戸地域の農業振興地域整備計画は、昭和48年度に策定され、これまで計3回の全体見直

しを行っております。一方、南郷地域の農振計画は、昭和 47 年度に策定され、その後、昭和 55 年度に全体見直しを行っております。(2) 全体見直しのポイントですが、3 点ございます。1 つ目のポイントは、農業振興地域整備計画における八戸地域と南郷地域の統合です。現在、八戸地域と南郷地域の 2 つに分かれている農業振興地域整備計画の統合を行い、新：八戸地域として農業振興地域を 1 つに統合するものです。2 つ目のポイントは、南郷地域の農用地利用計画における図面管理から筆管理への移行、および全市的な農用地利用計画のデジタル化です。現在、南郷地域の農用地利用計画図は、作成当時の 5,000 分の 1 の図面 11 枚で構成され、農用区域もこの図面のみで管理され、また、1 筆の中で農用区域内・外と分かれる農地も相当数ありましたが、これを 1 筆毎に農用区域の用途区分に反映させるものです。また、全市的な農用地利用計画のデジタル化については、1 筆毎に設定した農用区域の用途区分をデータとして登録し、用途区分のほか、地番・登記地目・面積などがスムーズに把握できるようになるものです。3 つ目のポイントは、南郷地域の農用区域のうち登記地目及び現況地目が非農地（山林・原野等）で、かつ土地改良事業等の受益地となっていない土地を除外することです。旧南郷村では農業振興により村の活性化を図る方針であったことから、農業関係の補助事業の活用等を視野に入れ、山林等の非農地も広く含めた農用区域を設定しておりました。しかしながら、現在では、その山林等に設定された農用区域により、土地利用に必要な以上の制限が掛かっていることから、地権者等からの除外要望も多くいただいております。登記地目及び現況地目が非農地（山林・原野等）である土地については、土地改良事業等の受益地になっている場合を除き、今回の全体見直しで一括して除外するものです。続きまして、(3) 農用区域の筆数・面積の変化ですが、今回の全体見直しでは、農用区域に新たに編入する土地はなく、農用区域からの除外のみとなっており、結果として農用区域は減少となる見通しです。これを図にしたものが、参考資料の別紙 1 の図面、付図 1 号、土地利用計画図となりますのでご覧ください。農用区域の用途区分として、農地は黄色、採草放牧地は黄緑、農業用施設用地は茶色で示されており、今回除外する範囲はピンクで示されております。この図面をご覧くださいと、特に南郷地域でピンクが目立つのがおわかりいただけるかと思っております。八戸地域・南郷地域の合計では、全体見直し前が 32,712 筆、6,213.5ha、このうち除外が 10,181 筆、2,149.4ha であることから、全体見直し後は 22,531 筆、4,064.1ha となり、筆数では 31.1%、面積では 34.6%の減少となっております。

この変更案に係る意見についてですが、今回の全体見直しでは、八戸地域と南郷地域の統合や、図面管理から筆管理への移行、全市的なデジタル化という管理の適正化のほか、南郷地域における山林原野等の農用地除外という現実的な対応がとられており、農地所有者や農業者にとって不利益となる点は見られなく、農業委員会業務としても支障が無いと認められることから、八戸市長へ、意見なしとして回答して差し支えないものと考えております。以上で説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、ご質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑等なしと認めます。
委員の皆様にお伺いします。本案を承認することにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご異議なしと認めます。
よって本案は承認することに決しましたので、計画案について意見のない旨、八戸市長に回答します。

日程第7
会長

次に、日程第7、報告第4号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

事務局

事務局の深堀から、ご報告いたします。この案件は、相続等届出の8月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者、前権利者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

今回の届出は、資料11ページ番号78番と79番の計2件となっており、権利取得事由はいずれも相続でございます。また取得した権利の種類はいずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望はなしとなっております。

いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

日程第8
会長

次に、日程第8、報告第5号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

事務局

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条届出の撤回願の8月分でございます。

資料の13ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

番号2番 撤回理由は事業主変更のためでございます。

書類は適正であり、受理した旨を申請者に対し通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。

会長

次に、日程第9、報告第6号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について、及び日程第10、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告願います。

事務局

事務局の大里からご報告いたします。この案件は、市街化区域内の4条、5条届出の8月分でございます。

まず4条からご報告申し上げます。資料の15ページをお開き願います。申請人の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

4条17番

番号17番、転用目的は駐車場でございます。

4条18番

番号18番、転用目的は通路でございます。

4条19番

番号19番、転用目的は貸家1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

4条20番

番号20番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

4条21番

番号21番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

4条22番

番号22番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

なお、番号21番は、先ほどの報告第5号「4条転用届出の撤回」の対象となる届出であり、8月21日付けで撤回願いを受理し、撤回されております。

続いて、5条につきましてご報告申し上げます。17ページをお開き願います。譲受人の住所、氏名、及び譲渡人の住所、氏名、ならびに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条118番

番号118番、転用目的は資材置場でございます。

5条119番

番号119番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条120番

番号120番、転用目的は建売住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条121番

番号121番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条122番、123番

番号122番、123番、転用目的は建売住宅2棟建築でございます。

次ページをご覧ください。

5条124番、125番、
126番

番号124番、125番、126番、転用目的は共同住宅1棟建築でございます。

次ページをお開き願います。

5条127番

番号127番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条128番

番号128番、転用目的は資材置場でございます。

5条129番

番号129番、転用目的は駐車場でございます。

次ページをご覧ください。

5条130番、131番

番号130番、131番、転用目的は住宅1棟建築でございます。

5条 132 番

番号 132 番、転用目的は宅地分譲でございます。
次ページをお開き願います。

5条 133 番

番号 133 番、転用目的はグループホーム 1 棟建築でございます。

5条 134 番

番号 134 番、転用目的はグループホーム 4 棟建築でございます。

5条 135 番

番号 135 番、転用目的は園舎 1 棟建築でございます。
次ページをご覧ください。

5条 136 番

番号 136 番、転用目的は住宅 1 棟建築でございます。
なお、番号 136 番は、先ほど撤回された 4 条届出について、事業主を変更して、改めて 5 条の届出で提出されたものであります。
いずれも申請内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。
以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

ご質疑なしと認めます。
以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。